設問门 CIFBからの所有機に基づく明復し請率に対して、甲1の占 有檐原でして、賃佰権の時効取得(民は(以下略)162年まり)も 主張りかってが考えられる 2. こご、賃債権いついては債権でありため、物権ではない として的効取得が認められないもりにも思える。しかし、賃債権に ついては、土地の機能的用益というまうに、存在の抵抗性も 観念りかことができる。そうなとり小は、土地の賃借権についても、 「所自権以外の財産権」(163年)でに、時効取得の対象になかかり 第 べきじある. 3. 2-2. 的加强。成立工作17. ①所有《意思、①十年間、 母公然、手粮、季恵かつ、西無過大い、母師を継続しれ してもいう。 モレて、「所有の意思」については、⑦土・也の外形的分群航时 問 用面(283年参照)が存在し、①これが賃借り意思に基がくこと か多りな。 4.(1) 0 120112. 本件では、⑦ Cは、診察所として使用しているの差物も介し て、こ土地と甲一部分のほぼ全国を利用してきた。うなりろ 甲1部分13. 丙建物の敷地でして、土地の外形的13/継続的用益 かあったいれか。 ELT. O CIA. ANSA件工地の引渡しも受けて以降、これも 久かこが毎折月、賃料も振り込んびわり、甲」部分の使用収益

は賃借の意思に基がいていんといえか。 (2) Q12902 Cが甲1部分の占有開始につき、公然·千穏·季意であれ こでは、民は186条「頃にもり、推走される。もってき、本件にかいて 12- これを覆り特段2手情は見られない。 (3) (3) 12700 されでは、Cは無過失で占有を始めんといえわか。 Cは診煩所も含むれめい本件工地をAから賃借していれ。 こして、Cは上記目的を達成するためには、診療所を建しられ 力範囲について、調査タカ表務を見っていてしていえる。本件の場合 Z土地 1日美際に1日、巻記簿記載の面積 より1日小さいものでねっ ではいに。しかし、Cとしては、本件工地の関量を行い、登記簿 記載の面積で合致りからとも確認していたり大上、上記面積 不一致の事由は知る由もはいちのとして、個人としての最大限の義 務を尽くしていんていれる。 LICがって、Cは新開始的心無過失であって。 (4) @ 12000 本件では、本件でもの引度しも受けい手成16年10月1日から、平 成27年4月20日時点においては、10年間以上径過している。そし て、この期間については、民任186条2項にず)、包の状態が株 抗しなものと推定される。 Lかし、本件いかいとは、Bが上記訴えを提起している以上 明郊の元成猶予でして、「六箇月」(147条(項1ラ)が居遇りかま

で18. 時動10元成しはい. しんかって、までいて年間、13度品していけかったことに行る。 5. 以上より、 Cによる反論は認められない。 該問27 A11200 1. AIF. CICALT. 無断較質を理由でして、氏は612年2項影 基がき、本件工地賃賃借契約を解除することが考えられる。 2、同解除の毎件10.0 AC間の賃貸借契約.②のに基づく引 1度1.③CD間の賃貸借契約、①③に基づく引渡し、Dが使 用収益したこと、⑤Ag承然がしてことである。 3、科では、無断転隻の丹泉について、⑦己工地で甲」土地、 ① 甲2土地の部分12分けて考える。 (1) 3 12702 まず、乙土地で甲ノ土・セノンハント、上記のへのを産れまれめ、 りが無断で使用・収益をしている状況に1日、まわりかてない。 しかし、土地の賃貸人にとって、その土地上の目的物の使用。 収益者が誰であるかについては、自身が賃料を収気できて いる以上は、とりわけ問題でなかことは1まいのまれ、当該工地 賃貸人にかいては、当該は地に建物が建てられかしても 許容しん以上は、当該建物が第三者によって使用・収益され カ場合もも許参していしていうのが一般的でいえか。 LUNOで、こまやで甲」エセについては、内建物の熟地で して利用されていし以上、これらの土地については無断転貨に 1子当にかはいないりかきである。ゆえに、日か主張するの部分

についしは、は律上の意義を有しない。 D12202 ア、甲2工地部分については、平成16年10月1日の各件工地賃貸借契約 (の九上)に基がき、年成16年10月1日に引使しを受けており、の九天)。 平成28年5月1日には、 万賃賃借契約 (③九尾)に基づき、DIO、 同日において引張しも気けて、同じく診療所として使用・収益 FLIND (DAG) のための駐車場 えて、これらは、Aの承然はく街中れていし(日光尾)。 1. これに到して、Aの主提の部分については、上記の解除 雅発生のんのの上記のの野けいついて、事美を主張する方のである。 確かし各件においては、DIA甲2120については診嫌所の ルのの馬車場としてがり、同工地にかいては万建物が上に 達ってはいない以上、敷地ではいえない。まれ、DIA所質質 借契打も月類60万円といり本行工地質質借契打の3倍の賃料 で質情している。これは、西東地の価値を含めて学教徒ででれていている。 してのものである。 もうりかて、甲222色部分ルついては、CIAD に対して、初めから駐車場として指し出しを行っていたていかへ きである。 ゆえい、甲2220については、他の乙工也・甲12地で同様し 野地で10言えず、別全、Dによる使用、収益が切りれていし 、部分であっしといえた。しんかって、Aの到底の部分ルついては は律上の意義を有りる。 4. これに対して、CIA 甲22世部分の転換質につき、末心

信頼関係を破壊りるに足りる特段の事情ははいれめ 同解除雄は発生していけいと反論りる. い本行びは、確かに、Cは健康上の理由で廃業を考えないん にめて、Dに対して氏連物も貸し出していたことが、CIZIA. 利益を得るでう利己的は目的のみで貸出しを行っていし のではない。しかし、丙連物は診療所でして言手れないる 以上、甲22地には、教急車が信車することが子規でれる。 教急車の往来については、その往来に行い、サイレン音が発生 まかんめ、同国での影響も考えても、積当仕方はにまか 土地の使用・収益方はであかてほいえない。 LILがって、本件では、AC間では、信頼関係が破壊工れ カル至か特段の事情があったというべきであか、 (3) 以上が、甲222世部分にかいてのみ、月は解除することが、 できわ。 問 [說問3] 1、21地で甲」工地部分ルついて CB-Eは対しる、まず、EZLZは、本件を地の所有権に基づき 丙建物収去本件工地明候しき請求りかところ、CIIICの1つ 1し反論すかことが考えられか (1) Cla. DID 历建物 12 関 93 賃貸借契约12 37). 間接 よ有として、本件工地を占有している。 もっても、AE間での本件売買契約により、本件工地,所有権 ク砂軟心件い、本件2地の賃貸人な力地位も AbbEに

第

わり転していかにめ、CICID 本件土地についての占有権原かある とき混りか。 (2) ここで、同地位の形転が行われるしのには、605年の2第1項 F)、CIF. 借地借款1至10条により、対抗条件を備えることも 摩引力. ③ 村では、乙土地で甲」工地部分については、丙建物の敷地 てはっており、その上には、C为義で所有機保存登記のはこれ 心府建物が存在りる。そして、この所有權保存登記いついて は、本件工地につき巨が所有機的転送記をしひ時期に先 第立っちのである。 (4) しにかって、乙工地と甲」工地部分については、上記借地権として の対抗多件を備えている以上、CII占有確原があるいえる。 甲22世部分についし 門() 甲2土地部分については、前はのとおり、内建物の敷地では はないしの、借地権としての対抗要件を備えることができず、 Cには 占有権原があるとは言えない。 えれでは、甲2工や部分の胸腹しの請求は権利に関しては 125/2000 (3) ここで、権利の15用かどうかけ、被請求省であるこれで被る 不利益し請求者である方が得る利益を衡量して判断する (3) 本件では、CIA 甲22地部分について、診療所の影車場でして Dに使用しせていれ。この駐車場は、患者を車がための投急車 が信まることもあり、この利用方はとしては、診臓所の運管に欠か

· 7	
1 y n	世はいものひあっしてもいえる、一方、巨は一日からの説明も受けて
	本件と地色買い気けているが、CZBDに対して事情を聞く
. •	はでして、Aの話が本当であるかいついて、確かめることはできん
	きかりかて、たの温度性は小さくしゃいていえる。
	D
	以上が、甲22地にかには、Eの利益に比して、Cが見う
SCHAFFARING	予制着の方が大きいと言えた。
ACCEPTANCE AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE P	母しんがって、巨の請求は、権利(監用にり、認められない。
	。 以上_
第	I O
	
ent for working and	
SHAWATE BANKS	12
The state of the s	13
1	14
担	15
HJ	
	105
	7
1	8
11	9
20	
SALE OF THE PARTY	0
2	
2.2	2
22	2